

資料 2 追加

第二期子ども・子育て支援事業計画（案）



第 2 章 子どもと子育て家庭の 現状と課題

「第 2 章 3 これまでの主な取り組みの進捗状況」より記載

3 これまでの主な取り組みの進捗状況

平成 26 年度に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」における重点施策ごとに主な取組の実施状況を整理しました。

重点施策 1 安心して子育てができる地域づくり

本市では、平成 27 年 4 月より、妊娠期の方から子育て期の方までの総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を設置しています。センターでの各種相談件数は増加しており、身近な相談窓口として認知され、役割が大きくなっています。

また、親子プレイステーションなどの子育てサロン等、各小学校区でも、保護者や子どもの交流の場として、地域のつながりを大切にしながら、様々な子育て支援が展開されています。

情報提供の分野では、子育て情報アプリの運用を平成 31 年 3 月にスタートするなど、子育てに関する情報提供を充実し、子育て家庭支援の充実を図っています。

さらに、赤ちゃんの駅事業等を通じて、企業や事業所との連携についても拡充を図っています。

重点施策 2 教育・保育の充実にむけた取り組みの推進

乳幼児期の取り組みについて、保育園と認定こども園の開設、保育人材の就職フェアの開催等を通じ、待機児童解消をめざしています。

学童期の居場所づくりについては、放課後児童クラブの開所により、定員数の拡充を図ってきました。今後は、放課後子ども教室も含め、全ての就学児童に対して、放課後の居場所を提供するため取り組む必要があります。

また、固定的性別意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する研修の機会を提供し、社会全体で性別にとらわれず、仕事と生活の両立を推進しています。今後も引き続き、市民と企業に対する学習機会の提供を図る必要があります。

重点施策３ 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進

子育て世代包括支援センターでの相談支援や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診事業等をとおり、社会的援助を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、必要に応じて関係機関との支援を実施しました。

子どもの虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を通じて、多機関が連携し、虐待の未然防止、重症化予防、早期発見に繋げる取り組みを進めています。子どもの虐待は、様々な背景・要因が複合的に重なることにより発生することが多く、また家庭内で起こることにより発見や対応が難しいため、地域社会全体の意識向上や地域で見守る体制づくりが不可欠です。

障がい児に対する支援としては、保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業、障がい児相談支援事業などをとおり、支援を必要とする対象児に必要な支援を早期に提供するための取り組みを進めました。また、ペアレントプログラムやペアレントメンター養成講座などを通じ、障がい児の保護者に対する支援も展開しています。

4 子どもと子育て家庭の現状と課題

平成 26 年度に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の施策の柱である行動目標ごとに近江八幡市の子どもと子育て家庭の課題を整理しました。

行動目標 1 地域における子育ての支援

本市では、全ての市民がその人らしく自立した生活がおくれるよう、『人がつながり未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」』をめざしています。しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担が高まり、相談件数が増加しています。

アンケート調査の結果によると、子育てについて気軽に相談できる人として、「配偶者」、「父母、祖父母等の親族」の割合が高くなっています。また、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」人が約 1 割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所について「相談していない」人の割合が 1.4% と、わずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。子育てで、今後相談したいこととしては「育児の不安や悩み」「しつけ」「子どもの生活習慣全般」等多様な悩みを抱えています。

また、国においては、平成 30 年 9 月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することが目標とされています。さらに、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

さらに、子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実もはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつなげることが必要です。

行動目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎を培う大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

そのようななか、国においては、子育て世代包括支援センターを 2020 年度に全国展開すること、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、「配偶者」や「父母、祖父母等の親族」といった身近な周りの相談相手が多く、公共の機関については「子ども発達支援センターや発達支援課」が 7.1%、「市役所や総合支所、保健センター」が 6.1%、「子育て世代包括支援センター」が 2.1%となっています。

子育てについて、今後相談したいこととしては「子どもの病気や健康」が 36.7%、「子どもの食生活」が 36.0%となっており、保護者の子どもの健康づくりに対する関心が高くなっています。

このような現状をふまえ、育児不安を感じている保護者の不安を軽減するとともに、子どもの発達や子どもとの関わり方について学ぶ機会を提供し、不安を抱える保護者への支援を充実することが必要です。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関と連携し、子どもと保護者の健康づくりを推進することが必要です。

行動目標 3 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

さらに、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

アンケート調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約6割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の4割半ばはフルタイムへの転換希望があります。また、アンケート調査では、定期的に利用している事業について、5年前と比べ、「どこにも預けていない」人の割合が減少し、「小規模保育（定員が概ね6～19人の保育施設）」「認定こども園」の割合が増加しています。

今後は、多種多様な保育が利用されるなか、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供料を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です。

また、子ども・若者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、全国的に、いじめや不登校、ひきこもりといった問題が指摘されています。これらの困難を抱えた子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談・支援や関係機関の連携を強化し、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

行動目標 4 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成 30 年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子育てしやすいまちだと思うかについて、5 年前に比べ、「そう思う」の割合が低くなっており、子育てしやすいまちづくりのために、必要な取り組みについて、約 3 割の保護者が「乳幼児の遊び場の整備」や「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」を求めています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、安心して過ごせる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

行動目標 5 家庭と仕事の両立支援

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解の、一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、5 年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は減少しています。一方で父親の取得状況は微増していますが、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

行動目標 6 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化等により、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）が発見された際に、速やかに通告、連携、支援につなげる体制を強化することが求められます。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

生活に困難を抱える家庭に、地域の支援者と連携しながら、適切なサービスや支援を結び付けることが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、発達につまづきのある人への相談体制の充実を図るとともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

その他、様々な要因で困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは性別・国籍・障がいの有無に関わらず皆「いとしご」であり地域の宝です。子育ての主役である保護者が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えるとともに、地域社会全体で子育てを見守り、支援していくことが重要です。

本計画では、前期計画の基本理念「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」

や大切にすべき視点等を引き継ぐとともに、それらをさらに明確に反映することにより、これからの近江八幡市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。



基 本 理 念

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！



2 大切にすべき視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の7つの大切にすべき視点を定め、地域社会が一体となり、すべての子どもを見守り育てていきます。

(1) 子どもの権利を守ろう！

子どもを人として尊び、社会の一員として重んじよう

子ども自らが考え、行動することを支援・尊重しよう

(2) 健康と安全を守ろう！

子どもが心身ともに健やかに生まれ育てられる環境、そして安心して子どもを産み、育てられる環境をつくろう

(3) ときめきを感じよう！

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子どもを育てることに楽しさや喜びを感じ、たくましく生きよう

(4) 気持ちにゆとりをつくろう！

管理された時計時間から解放され、自分らしい“時”を送ろう

気持ちのゆとりを生活の豊かさにつなげよう

(5) 自然を大切にしよう！

子どもを健やかに育てる豊かな自然、子どもがのびのびと遊べる身の回りの自然を守り、その積み重ねで地球規模の環境保全に努めよう

(6) やさしさや思いやりをもとう！

人にやさしさをもって関わり、子どもの育ちを温かいまなざしで見守ろう

(7) 交流を大切にしよう！

家庭での交流、地域との交流を大切にし、その“関わり”のなかで地域と自分について理解を深めよう

3 めざすまちの姿

(1) 子どもの幸せを考えるまち

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりかけがえのない存在です。

家族、地域の人、子どもを取り巻くすべての人に、愛され、信頼されることによって自尊感情を高め、自分に自信を持ち、安心して心身ともに健やかに育つことができます。

そのために、子どもの視点に立ち、すべての子どもの年齢や発達に応じた支援、すべての子育て家庭を対象にした支援を図ります。また、子どもたち自身の意思・思いが反映され、すべての子どもが豊かな人権感覚を持ち、自ら未来を拓いていけるようなくみづくり、社会づくりをめざします。

(2) 子育てを地域ぐるみで支えあうまち

生活環境や社会環境が大きく変化し、核家族化、地域社会における孤立等がみられる中、安心して子どもを産み、育てられる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会が求められています。

子育てに喜びや生きがいを感じることができ、保護者の子育て力を高めるために、地域住民や子どもに関わる様々な関係機関はもちろん、行政・民間の垣根を越えた地域社会全体の連携を深め、子育て支援の充実を図ります。

(3) 次代の親を育成するまち

核家族が増えるなかで、これまで家族のなかで自然に受け継がれてきた様々な伝承が困難になっている状況から、小さな頃からの関係機関・地域での支援が求められます。一方、保護者自身も、家庭・地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティのなかで子どもが育まれるよう地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。

子どもは、やがて、次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、将来を見据え、長期的な視野に立った子どもの健全育成を進めます。

また、地域や社会が家庭における子育ての負担感や不安感、孤立感に寄り添うことによって、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合うことができ、

親としての自覚と責任・誇りを持てる、「親育ち」のできる子育て支援環境を整えます。

4 基本目標

（１）結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

子育てを取り巻く状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応した保育・子育てサービスの充実を図る必要があります。

また、保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

（２）親と子の心と体の健康づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、妊産婦・乳幼児、思春期への保健対策、食育の推進、医療の充実等、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子どもと親が、心豊かに育つうえで健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもと親が心身ともに健康に過ごせる環境づくりに取り組みます。

（３）子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び、考え、行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者の健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

(4) 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

良好な生活環境の整備、安全な道路交通環境や防犯・防災といった安全・安心な環境の整備をすすめ、誰もが安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、子育て世帯への経済的負担を軽減する取組を実施します。

(5) 仕事と生活の調和の支援

「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(6) 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待防止を推進するとともに、ひとり親家庭、障がいのある児童、外国人住民等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談支援対応の充実等、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！

